

○費用負担○

調査及び公表にかかる費用は、「介護サービス調査手数料」及び「介護サービス公表手数料」が必要となり、すべて事業者負担となります。

この負担費用については、平成18年度からの新しい介護報酬の算定要素（「公表制度」に伴う費用）として含まれており、その金額は都道府県条例で定められています。

埼玉県においては、調査業務量等を勘案し、サービスごとに3種類設定されています。

なお、支払いに当たっては、調査実施前、調査手数料と公表手数料の合計額を所定の口座へ振り込んでいただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

サービス種別	手数料額
居宅サービス ①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、 ④通所介護、⑤特定施設入居者生活介護、 ⑥福祉用具貸与、⑦訪問リハビリテーション ⑧通所リハビリテーション	51,500円 内訳：調査手数料 40,000円 公表手数料 11,500円
居宅介護支援	47,500円 内訳：調査手数料 36,000円 公表手数料 11,500円
施設サービス ①介護老人福祉施設、②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設	56,500円 内訳：調査手数料 45,000円 公表手数料 11,500円

※参考：手数料計算例

例1. 介護老人福祉施設に通所介護事業所を併設している場合

介護老人福祉施設分	調査手数料	45,000円
	公表手数料	11,500円
通所介護事業所分	調査手数料	40,000円
	公表手数料	11,500円
合計金額		108,000円

例2. 居宅介護支援事業所に訪問介護事業所と訪問入浴介護を併設している場合

居宅介護支援事業所分	調査手数料	36,000円
	公表手数料	11,500円
訪問介護事業所分	調査手数料	40,000円
	公表手数料	11,500円
訪問入浴介護分	調査手数料	40,000円
	公表手数料	11,500円
合計金額		150,500円